

## 第6回 かほく市行政改革推進委員会 会議録（要旨）

日 時	平成26年10月28日（火） 13時30分～14時50分
場 所	かほく市役所 西フロア3階 302会議室
出席委員	櫻井委員、坂野委員、森（和）委員、小山委員、中嶋委員、今城委員、森（尊）委員、架谷委員
事務局	総務課【虎谷課長、小村課長補佐、澤野係長、網江主査】
議 題 等	1. 会長あいさつ 2. 議題 (1)第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書（案）について (実施項目 No.46～No.57)
会議資料	第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書（案） 第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書付属資料 (実施項目 No.46～No.57)

### 1. 会長あいさつ（櫻井会長）

### 2. 議題

- (1) 第3次かほく市行政改革実施計画 実施内容調書（案）について（小村補佐・澤野係長）  
(実施項目 No.46～No.57)

※資料に基づき説明

【実施項目No.46 ケーブルテレビ利用料金の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.47 市税の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.48 保育料の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.49 国民健康保険税の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.50 後期高齢者医療保険税の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.51 介護保険料の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.52 市営住宅家賃の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.53 水道料金等の徴収体制の拡充・強化】

【実施項目No.54 給食費の徴収体制の拡充・強化】

（委員）

- ・市税も含めた公共料金について、現状も数値目標も収納率のパーセンテージで表記されている。徴収されている公共料金の総額というのはそれぞれ違ってくると思われる。例えば、市税であれば、他の公共料金に比べて徴収金額は大きい。現状と課題欄で、市税の収納率は、現年度分は97パーセント後半から98パーセント前半で推移していると記載されているが、収納金額が記載されていないので、あまり実感がわからない。そこまで表記する必要はないのかもしれないが、収納率のみを表記していてもお金の

実感がわからないので、少なくとも例えば、総額がいくらに対して何パーセントなのか、あるいは、未納額がいくらなのかということをごどこかに表記されたほうが一般市民の皆様にとればわかりやすいのではないと思われる。そこで、市税はいくらぐらいなのかということで、ある別の資料で調べたところ、約 39 億円であった。その総額を表記したうえで収納率何パーセントであるかを記載したほうが、その内容が活きてくるのではないかと感じたので意見として申し上げる。

- また、過年度滞納分は平成 21 年度から少しずつ減少し、平成 25 年度では 16.34 パーセントとなっていると記載されているが、この 16.34 パーセントというのは何に対してのパーセンテージなのか分らなかったのを教えていただきたい。

(事務局)

- 市税額については、委員が言われるとおり、平成 25 年度の調定額の現年度分で申し上げますと 40 億円弱となっている。現年度分の未納額については、約 7 千万円ほどになっており、現年度収納率が 98.21 パーセントということである。滞納額については、約 4 億円となっているが、その滞納分の収納率が 16.34 パーセントということである。確かに収納率だけを記載しても分かりにくいと思うので、目標とする総額を表記したうえで収納率を記載することができないかを検討して参りたい。

(委員)

- 現年度収納率のパーセンテージのみを表記すると目標の 98 パーセントという数値は高く何も問題がないのではないかと感じてしまうが、今ほど（過年度）滞納額が約 4 億円でその収納が 16.34 パーセントということをお聞きすると、結構未納額があるように感じたので、全体の金額を表記したうえでパーセンテージを記載したほうがより丁寧であると考えため、またご検討していただければと思う。

(事務局)

- 第 1 次と第 2 次の行政改革実施計画では、税・料金等の徴収体制の拡充・強化という項目を掲げて取り組んできたが、料金等の表記が曖昧であったので、今回の第 3 次行政改革実施計画から、徴収事務を行っている公共料金を細かく分けてそれぞれ所管する部署において実施計画調書を作成した。
- 参考まで、市税以外で、例えば、ケーブルテレビ使用料の平成 25 年度の実績を申し上げますと、現年度分の調定額は約 8 千 50 万円であり、収納額は約 8 千 30 万円で収納率は 99.8 パーセントである。保育料については、平成 25 年度の調定額は約 2 億 3,950 万円で、収納額は約 2 億 3,880 万円の収納率は 99.69 パーセントということで、未納額は約 70 万円という状況である。現年度の収納率はかなり確保しているが、第 3 次行政改革では、それぞれの部署において公共料金についても目標を掲げて 5 年間しっかりと取り組んで参りたいと考える。委員ご提案の全体額を表記したうえでの収納率の記載についてはご検討させていただきたい。

(委員)

- 現年度収納率の目標数値について 100 パーセントではないのは、100 パーセント徴収することができない部分があるからということでの目標設定なのか。

(事務局)

- 基本的には、これまでの実績を踏まえての目標設定である。

(委員)

- 使用した料金を支払うことは当然であるが、例えば水道料金について、水道漏れをしていてもそれに気付かずに水道料金が跳ね上がり、トラブルになるケースがあるかと思う。いつもより急に水道料金が跳ね上がっている場合などにおいて、市のほうから漏水していないかどうかなどの案内というのはされているのか。

(事務局)

- 水道のメーターの検針というのは、毎月行っており、前月のデータと比較して明らかに異常な数値である場合は、市のほうからお話しをさせていただいていると思う。また、その原因についても、民のほうなのか、本管のほうなのかという部分もあるので、その辺はしっかりと調査したうえで対応をしていると思っている。

(委員)

- 民間の支払う側の立場として申し上げますと、請求をまとめて送付されてもなかなか支払うことができない。一例を挙げると、分かっているにもかかわらず請求の発送が遅くて、何箇月分まとめて請求してくるときがある。そういった対応や連絡などを早くすれば徴収率も上がるのではないかと考える。

(委員)

- 給食費について、公のほうで給食費を支払うのが当然であるという一部の保護者がいて、給食費を払わない家庭が急増しているというニュースがよく報道されている。かほく市でそういった事例があるのかどうか、そのような事例があった場合、どのように対応されているのか。そういった保護者が増えると、支払いをしない家庭も増えてくると思われるので、その辺をお伺いしたい。

(事務局)

- 給食費の平成 25 年度の調定額が約 1 億 8,400 万円に対し、収納額は約 1 億 8,300 万円で、収納率は 99.56 パーセントであり、ほとんどのご家庭から納めていただいている。ただし、100 パーセントではない状況である。推測ではあるが、かほく市の場合、給食費を支払っていない方は、生活の困窮などの理由により、他の公共料金についても滞納しているのではないかとわれ、給食費だけを支払わないという方はいないのかなというように思っている。また、給食費滞納者への対応として、市の職員や学校の先生方において、個別の相談を随時行いながら納入を促している。

(委員)

以前、「前納報償金制度」という制度があったが、この制度を取り入れることで滞納の解決につながるかどうか分からないが、今後、再びこの制度を取り入れる考えはないのか。

(事務局)

以前、かほく市でも、第 1 期から第 4 期までの税金（市県民税と固定資産税）を第 1 期納期限内に一括納付した場合に交付する「前納報償金」という制度を設けていたが、一括納付できない方は報償金制度の恩恵を受けられず、税負担の公平性の確保という観点から矛盾が生じているなどの理由もあり、また、石川県内にも全国的にも廃止されてきている傾向がある。そういった状況の中で、市としては、廃止した制度を再び取り入れる考えはないということでご理解をお願いしたい。

(かほく市では、平成 22 年度から前納報償金制度を廃止している。)

(委員)

- 公共料金等の負担の公平性ということであるが、給食費でも他の公共料金でも言えることだが、支払うことができるのに支払っていないとか、借金があって支払うことができないとか、そういった世帯状況をそれぞれ把握されているものか。また、給食費を支払わずに子どもが卒業して、それが通ってしまうような最近の社会情勢において、市として未納世帯の状況をどのくらい把握されて徴収事務を行っているものか。

(事務局)

- 市税について申し上げますと、例えば、かほく市から県外に転出された滞納者で身元がわかっている方などについては、今年度も今週と来週とで滞納整理として行う予定をしているが、今週は関東地域、来週は関西地域ということで、職員が戸別訪問を実施して徴収している状況である。
- 悪質な滞納者の把握については、電話による催告や戸別訪問により、ある程度の把握はしていると思うが、個人の内情をどこまで把握できるかという部分もあるので、その辺は難しい面があるということもご理解願いたい。

(委員)

- 最近給食費の報道というのはなくなりましたが、私が経験してきた中では、給食費を滞納している家庭は当然あったが、なぜ給食費を払わなければならないのかというような悪質な滞納者はいなかった。しかし、あるまちからかほく市のほうへ、家を建てて転校してきた子どもがいて、給食費を滞納するようになり、そのまま支払わずにいけるのではないのかという安易な思いがあって、なかなか納めていただけずに苦労した経験はある。ほとんどの方が口座振替であるが、給食費の支払いが遅くなった家庭だけ、学校側から未納の書類が送付される。子どもにとってはとてもかわいそうな話であるが、生活に困っている家庭は、給食費の滞納額がたまって、分割で支払ってもなかなか減らない状況である。そういった生活に困っている家庭に対しては就学援助の手続きを勧めたりもしてきた。一人ひとりのお子さんによって、それぞれ家庭の事情が違うので本当に難しい問題であると思う。

(委員)

- 給食費未納の方に未納のお知らせをするだけで、未納者に対する罰則というものはないのか。

(事務局)

- 罰則というのではないと思われる。学校の先生方だけの話ではないので、学校側と連携して市の職員でも未納の催告を実施している。

(委員)

- 給食費を納めずに子どもが卒業して未納のままにするのはおかしいと思うので、可能かどうかかわからないが、例えば、市の条例において罰則を設けるということはできないのか。

(事務局)

- 債権は、法律によってそれぞれ時効に関して一定の期間が設けられているので、所管する部署においてその辺をしっかりと把握のうえ徴収事務に努めている。

【実施項目No.55 長期財政計画の策定】

- ・特に意見なし

【実施項目No.56 財政事情の公表】

(委員)

- ・付属資料の12ページの「普通会計財務書類（要約版）総務省方式改訂モデル」を拝見して率直な感想を申し上げますと、結構、経費がかかっていると感じたところである。全国的な指標がこのような形で自治体ごとに表されるということであるが、かほく市はどのくらいに位置されているのか。

(事務局)

- ・委員のご質問については、今後、このような方式で表されていくと思うので、これから自治体ごとで比較することができるのではないかと考える。

【実施項目No.57 経費の節減合理化】

- ・特に意見なし

3. その他

- ・次回の委員会について

平成26年11月19日（水）13:30から開催することとした。

以上